



「2024年度 職長(監督者)等安全衛生教育」のご案内

本教育は、労働安全衛生法第60条において、「新たに職長の職務に就く予定の方、職長になられた方および監督者は安全衛生教育を受けなければならない」と義務付けられているものです。
貴事業所の安全衛生管理・監督者として必要な知識や指導力習得のため、是非この機会に受講いただきたくご案内申し上げます。

記

1. 日時等

回次	実施日【2日講習】	時間	定員	会場(留意)
1	上期:8/27(火)~28(水)	9時~17時	36名	ホテル一宮シーサイドオーツカ
2	下期:2025年1/29(水)~30(木)	9時~17時	36名	茂原市役所 市民室

【留意事項】

- (1)受講申込書は、**上期、下期の二種ありますので、ご希望に応じて様式を選定し作成願います。**
 - (2)受講料の支払は、**下表5項を参照の上、期毎の分割払い、または一括払いを選択願います。**
 - (3)開講10分前までに時間厳守にてご来場願います。(8:50から事前説明)
2. 会場・所在地 (案内図は受講票に表記)
- (1)上期:ホテル一宮シーサイドオーツカ (住所:長生郡一宮町一宮 10,000番地)
 - (2)下期:茂原市役所 市民室 (住所:茂原市道表1番地)
3. 教育内容 次頁を参照願います。
4. 申込方法 **【締切日7月11日(木)】**

1	当協会への事前確認	締切日前に定員に達する場合がありますので、事前に応募状況をご確認願います。◎講習受付:平日 9:00~15:00
2	「受講申込書・受講票」の作成	別添「受講申込要領」を参照し記入願います。 注:申込書様式は、 上期、下期のいずれかを選定し作成してください。
3	添付資料	氏名・生年月日・現住所が確認できる 証明書の写1部 例:運転免許証、健康保険証等(裏面記載のあるものは裏面も)
4	申込資料の提出	・窓口担当者をご登録済の事業所は、Eメールにて資料配信可。 ・担当者未登録の場合は、協会宛に郵送願います。
5	受講料支払期限 ① 上期分:7/31迄 ② 下期分:12/31迄 ③ 年度一括払:7/31迄	受講料:14,080円/人(振込手数料は受講者負担) 【講習料 13,200円(内消費税1,200円)+テキスト代 880円(内消費税 80円)】 【振込先】千葉銀行茂原支店 普通預金口座 1327645 一般社団法人 茂原労働基準協会 事務局長 吉野仁美 注:開講前日および当日の欠席連絡の場合は返金致しません。
6	修了証の交付	所定の課程を修了した者には「修了証」を交付致します。
7	問合せ先	(一社)茂原労働基準協会 〒297-0026 茂原市茂原 644-1 TEL&FAX 0475-36-2121、Eメール:mokikyout@smile.ocn.ne.jp (講習受付:平日 9:00~15:00)

以上

【ご参考】

労働安全衛生法 第60条

事業者は、その事業場の業種が政令で定めるものに該当するときは、新たに職務につくこととなった職長その他の作業中の労働者を直接指導又は監督する者(作業主任者を除く)に対し、次の事項について、労働省令で定めるところにより、安全又は衛生のための教育を行わなければならない。

- 1 作業方法の決定及び労働者の配置に関すること。
- 2 労働者に対する指導又は監督の方法に関すること。
- 3 前2号に掲げるもののほか、労働災害を防止するため必要な事項で、労働省令で定めるもの。

労働安全衛生規則 第40条 (職長等の教育)

① 法第60条第3号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 1 法第28条の2第1項の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること。
- 2 異常時等における措置に関すること。
- 3 その他現場監督者として行うべき労働災害防止活動に関すること。

② 法第60条の安全又は衛生のための教育は、次の表の左欄に掲げる事項について、同表の右欄に掲げる時間以上行わなければならないものとする。

事 項	職長安全衛生教育(時間)	安全衛生責任者教育(時間)	
作業方法の決定及び労働者の配置に関すること 1 作業手順の定め方 2 労働者の適正な配置の方法	2時間	/	
労働者に対する指導又は監督の方法に関すること 1 指導及び教育の方法 2 作業中における監督及び指示の方法	2.5時間		
危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること 1 危険性又は有害性等の調査の方法 2 危険性又は有害性等の調査の結果に基づき講ずる措置 3 設備、作業等の具体的な改善の方法	4時間		
異常時等における措置に関すること 1 異常時における措置 2 災害発生時における措置	1.5時間		
その他現場監督者として行うべき労働災害防止活動に関すること 1 作業に係る設備及び作業場の保守管理の方法 2 労働災害防止についての関心の保持及び労働者の創意工夫を引き出す方法	2時間		
安全衛生責任者の職務等 1 安全衛生責任者の役割 2 安全衛生責任者の心構え 3 労働安全衛生関係法令等の関係条項	—		1時間
総括安全衛生管理の進め方 1 安全施工サイクル 2 安全工程打合せの進め方	—		1時間